

両面印刷



地区計画の区域内における行為の届出書

郵送による届出の場合は記入しない

2021年 4月 1日

葛飾区長 殿

建築主の住所、氏名を記入

届出者 住所 東京都葛飾区立石 5-13-1

氏名 葛飾 太郎

都市計画法第 58 条の 2 第 1 項の規定に基づき、

- 土地の区画形質の変更
- 建築物の建築又は工作物の建設
- 建築物等の用途の変更
- 建築物等の形態又は意匠の変更
- 木竹の伐採

対象となる項目に○

について、下記により届け出ます。

届出日(郵送の場合は到着日)を含めず  
30日以上前であれば受付可

地番を記入

記

- 1 行為の場所 葛飾区立石五丁目 3 番、7 番
- 2 行為の着手予定日 2021年 5月 2日
- 3 行為の完了予定日 2021年 8月 31日
- 4 設計又は施行方法

対象となる項目に○

(1)	土地の区画形質の変更	区域の面積		m <sup>2</sup>
(2)	(イ) 行為の種別	(建築物の建築・工作物の建築)	(新築・改築・増築・移転)	
建築物の建築又は工作物の建設の概要	(ロ)	届出部分	届出以外の部分	合計
	(i) 敷地面積			123.45 m <sup>2</sup>
	(ii) 建築又は建設面積	56.78 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	56.78 m <sup>2</sup>
	(iii) 延べ面積	113.56 m <sup>2</sup> ( m <sup>2</sup> )	0 m <sup>2</sup> ( m <sup>2</sup> )	113.56 m <sup>2</sup> ( m <sup>2</sup> )
	(iv) 高さ 地盤面から 7.890 m	(vi) 用途 一戸建ての住宅		
(v) 緑化施設の面積 記入不要 m <sup>2</sup>	(vii) 垣又はさくの構造 なし			
(3) 建築物等の用途の変更	(イ) 変更部分の延べ面積 m <sup>2</sup>	(ロ) 変更前の用途	(ハ) 変更後の用途	
(4) 建築物等の形態又は意匠の変更	変更の内容		道路側の垣さくの有無について記入 (隣地側の垣さくは記入不要)	
(5) 木竹の伐採	伐採面積		m <sup>2</sup>	

## 両面印刷

### 備考

- 1 届出者が法人である場合においては、氏名はその法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 建築物等の用途の変更について変更部分が二以上あるときは、各部分ごとに記載すること。
- 3 地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項について記載すること。
- 4 都市計画法第 12 条の 9 に規定する内容を定めた地区整備計画の区域内における建築物の建築又は用途の変更については、次によること。
  - (1) 当該建築物の建築については、(2) (ロ) (iii) 延べ面積欄の ( ) の中に当該建築物の住宅の用途に供する部分の延べ面積を記載すること。用途の変更があわせて行われるときは、用途変更後の住宅の用途に供する部分の延べ面積を記載すること。
  - (2) 当該建築物の用途の変更については、(2) (ロ) (i) 敷地面積の合計欄及び(2) (ロ) (iii) 延べ面積の合計欄(同欄中の ( ) は用途変更後の当該建築物の住宅の用途に供する部分の延べ面積の合計欄) についても記載すること。
- 5 同一の土地の区域について二以上の種類の行為を行おうとするときは、一の届出書によることができる。
- 6 緑化施設の面積は、都市緑地法施行規則第 9 条に定める方法により算定すること。

委任状

委任日(届出日以前)を記入

年 月 日

葛飾区長 宛

建築主の住所、氏名を記入

届出者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

行為の場所

委任状の押印は必要

葛飾区 \_\_\_\_\_

地番を記入

私は、下記の者を代理人と定め「都市計画法第58条の2第1項の規定に基づく届出」の手続きを委任する。

記

代理人

住所 東京都葛飾区立石●-●●●-●●●

氏名 株式会社●●建築設計事務所 代表取締役 ●●●●

連絡先 電話 03-●●●●●●-●●●●●● 担当者 ●●